

第 60 回

大覚寺八楠土地区画整理審議会

平成 21 年 4 月 15 日（水）

午後 2 時～

焼津市議会庁舎 4 階第 5 委員会室

第 60 回大覚寺八楠土地区画整理審議会 次第

1 会長挨拶

2 課長挨拶

3 報 告

大覚寺八楠土地区画整理審議会

学識経験委員の選任について - 1 -

平成 21 年度定期人事異動による職員紹介 - 2 -

平成 21 年度当初予算の概要について - 3 -

仮換地指定（軽微な変更）について - 別冊 -

大村大覚寺線都市計画決定の変更（案）について - 別紙 -

審議会委員の選挙予定について - 4 -

4 議 事

第 1 号議案 大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程の
一部改正について（議事録の公開及び会議資料の
公開についての規定の改正） - 6 -

5 その他

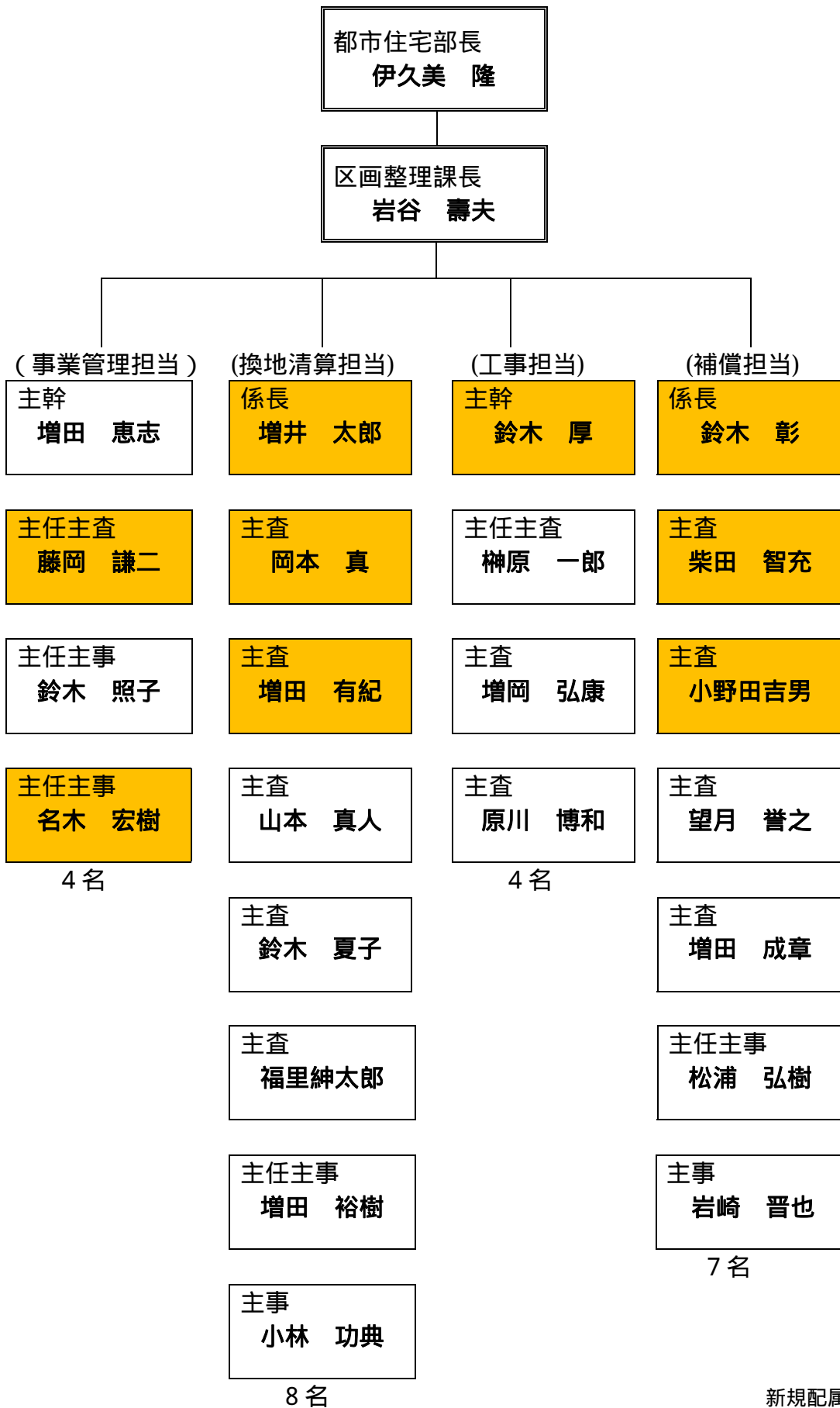
大覚寺八楠土地区画整理審議会委員 任期:H16. 7. 18~H21. 7. 17

報告事項1
大覚寺八楠土地区画整理審議会 学識経験委員の選任について

大覚寺八楠土地区画整理審議会委員 任期:H16. 7. 18~H21. 7. 17

職名	氏名	住所	連絡先
会長	梅原久二	焼津市大覚寺921	627-7623
副会長	藁科剛一	〃 八楠四丁目17-15	628-0121
委員	望月忠	〃 大覚寺515-8	628-5601
〃	槇田清男	〃 大覚寺1162	627-4408
〃	伊東晴男	〃 大覚寺1256	628-5750
〃	伊東節義	〃 八楠301	627-1936
〃	梅原昌	〃 大覚寺768	627-7785
〃	伊東敏夫	〃 大覚寺643-4	627-5378
〃	蒔山東一	〃 八楠三丁目8-11	629-1476
〃	伊東博行	〃 大覚寺1268	627-7099

平成 21 年度人事異動 都市住宅部区画整理課の職員配置表



報告事項3

平成21年度 大覚寺八楠土地区画整理事業費 予算概要

事業区分	H21年度当初 (A)	H20年度当初 (B)	当初比較 (A)-(B)	H21当初予算説明	補助率等	(単位:千円)	
						上段(国費)	下段(市費+起債)
国庫補助 通常費 区画整理事業費	0	20,000	-20,000		国5.0/10	0	0
国庫補助 臨時交付金 区画整理事業費	44,000	72,000	-28,000	大村大覚寺線道路築造工事 移転補償、事務費	国5.5/10	24,200	19,800
焼津IC周辺地区まちづくり交付金事業費	75,100	450,000	-374,900	区画道路築造工事、整地工事、水路築造工事 移転補償、事務費	国4/10	5,640	69,460
地方特定 区画整理事業費	0	39,500	-39,500		起債		0
市単独 区画整理事業費	311,691	200,000	111,691	工事(道路築造、道路舗装、整地工事、維持修繕工事、 樹木移設工事、付帯工事、迂回路設置、原材料) 委託料(換地諸費、建物積算、出来型確認測量、除草、 換地計画作成、事業計画変更図書作成外) 移転補償、補償(101条補償、電柱・ガス管・水道管移設外) 使賃料(土地借上、建物借上)、事務費外			311,691
合 計	430,791	781,500	-350,709	幹線道路築造125m、区画道路築造398m 移転補償 5件		29,840	400,951

平成20年度繰越事業

事業区分	翌年度繰越額	説明	補助率等	(単位:千円)	
				事業進捗率(見込)	
臨時交付金	21,400	移転補償2件、事務費	国5.5/10	H21年度末予定(H20繰越含)	約93.2%
焼津IC周辺地区まちづくり交付金事業費	23,100	移転補償3件	国4.0/10		
市単独 区画整理事業費	19,400	移転補償2件			
現年+繰越計	494,691	幹線道路築造125m、区画道路築造398m 移転補償12件			

平成21年度 大覚寺八楠土地区画整理審議会委員選挙手続き日程表

	選挙手続き	異議申出
投票者の 確定手 続き	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">現委員の任期 平成16年7月18日～平成21年7月17日</div> 4/17(金) 選挙期日の 公告 (令19条) <選挙期日は公告日から100日以内> 選挙人名簿の縦覧開始日・縦覧場所・縦覧時間の 公告 (令21条2)	異議の申出 (令21条3) <縦覧期間内> ↑ 申出の審議・決定 (令21条4) <申出から2週間以内> ↓ 申出が正当な場合 ↓ 修正・通知・公告
	5/7(木) 選挙人名簿作成の基準日 (令20条) <選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日/21日目>	
	5/19(火) 選挙人名簿の縦覧開始 (令21条1) <2週間> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px; display: inline-block;">選挙人名簿作成基準日から名簿確定公告日までの期間は、施行規程により借地権について法85条1,3の申告届出の</div>	
	6/1(月) 選挙人名簿の縦覧終了	
確 被 定 選 手 挙 続 手 続 人 き の	6/15(月) 異議の申出のなかった旨又は すべての異議について決定した旨の 公告 (令22条1) 選挙すべきそれぞれの委員の数の 公告 (令22条4) <選挙期日の少なくとも20日前> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px; display: inline-block;">選挙人名簿の 確定</div>	
	6/16(火) 立候補届、立候補推薦届の期間 (令24条2) <選挙人名簿確定公告の日から10日以内> 6/16(火)～6/25(木)	
選 挙 実 施 の 準 備 手 続 き	6/26(金) 候補者の氏名・住所の 公告 (令24条5) 又は投票を行なわない旨の 公告 (令26条)	
	6/29(月) 選挙場・投票時間・開票の日時の 公告 (令25条) <選挙期日の少なくとも5日前>	
当 選 人 の 確 定 手 続 き	7/12(日) 選挙期日、投票 (令29条) 開票 (令32・33条) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> 投票 { 管理者 (令27・28条) 立会人 (令27条) 方式 (令29・34条) 設備秩序維持 (令28条) 投票できない者 (令30条) </div>	異議の申出期間 (令40条1) <2週間> ↑ 申出の審議・決定 (令40条2) <申出から2週間以内> ↓ 理由をつけて通知 → 公告
	7/13(月) 当選人の決定 (令35条) 当選人の住所・氏名の 公告 、通知 (令35条5) 当選の効力発生 (令37条)	
	7月下旬 審議会の招集 (法62条1項)	

平成21年度 大覚寺八桶土地区画整理審議会選挙日程

4月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
予 定																	選挙人名簿の縦覧の縦覧の公告														
																		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

公告の日から100日以内に

選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日

5月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
予 定							選挙名簿作成の基準日												選挙人名簿の縦覧開始												
							①													①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

2週間

6月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
予 定	選挙人名簿の縦覧終了															選挙人名簿の確定及び委員数の公告	立候補・立候補推薦届の開始								立候補・立候補推薦届の終了	候補者の住所・氏名の公告	又は選挙を行わない旨の公告			選挙場・投票時間・開票日時公告
	⑭																①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				

選挙人名簿確定の公告が

7月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
予 定												選挙期日・投票・開票	当選人の決定の通知・公告				現委員の任期満了	新委員の任期開始													

第1号議案

大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程の一部改正（案）

大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(議事録及び会議資料)」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 議事録及び会議資料は、焼津市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。

附 則

この改正は、平成21年4月15日より施行する。

新旧対照表

大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程の一部改正

旧	新
<p>大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議事録は一般の縦覧に供しないものとする。</u></p>	<p>大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程</p> <p><u>(議事録及び会議資料)</u></p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議事録及び会議資料は、焼津市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。</u></p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>

大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、土地区画整理法第61条第1項の会長1人のほか副会長1人を置く。

- 2 委員は、会長及び副会長を互選する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 5 会長及び副会長は、辞任しようとするときは審議会の承認を受けなければならない。
- 6 会長及び副会長は、委員の資格を喪失したときにはその地位を失う。

(委員の議席)

第3条 委員の議席は、副会長は会長の隣席とし、他の委員の議席は抽選にて定める。

(委員の出欠)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員の退席)

第5条 会長は、委員個人の利害に係る事項を審議するときは、審議会に諮って当該委員の退席を求めることができる。

- 2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出て承認を受けなければならない。
- 3 会長は、会議中に土地区画整理法第62条第3項の定足数を欠くに至る恐れがあると認めるときは、委員の退席を禁止することができる。

(開・閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言して行う。

(流会・休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、会長は流会を宣言する。

- 2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩または流会を宣言する。

(議事の運営)

第8条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

(発言及び議事の中止)

第9条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

- 2 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又は会議に諮って議事を中止することができる。

<改正前>

(採決)

第10条 会長は、議案の採決方法を定め、採決の結果を直ちに宣言する。

(会議の非公開)

第11条 審議会の会議は、原則として非公開とする。

2 委員は、会議に録音機等の器具を持ち込んで서는ならない。

(議事録)

第12条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及びその日時
 - (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
 - (3) 会議の途中で出席し、または、退席した委員の氏名及びその時刻
 - (4) 志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理事業施行に関する条例第17条の出席者の氏名
 - (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項
- 2 議事録には、会長及び会長の指名する委員2人が署名捺印する。
- 3 議事録は一般の縦覧に供しないものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成6年11月9日より施行する。

<改正前>

大覚寺八楠土地区画整理審議会議事運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の議事運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、土地区画整理法第61条第1項の会長1人のほか副会長1人を置く。

2 委員は、会長及び副会長を互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

5 会長及び副会長は、辞任しようとするときは審議会の承認を受けなければならない。

6 会長及び副会長は、委員の資格を喪失したときにはその地位を失う。

(委員の議席)

第3条 委員の議席は、副会長は会長の隣席とし、他の委員の議席は抽選にて定める。

(委員の出欠)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員の退席)

第5条 会長は、委員個人の利害に係る事項を審議するときは、審議会に諮って当該委員の退席を求めることができる。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出て承認を受けなければならない。

3 会長は、会議中に土地区画整理法第62条第3項の定足数を欠くに至る恐れがあると認めるときは、委員の退席を禁止することができる。

(開・閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言して行う。

(流会・休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、会長は流会を宣言する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩または流会を宣言する。

(議事の運営)

第8条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

(発言及び議事の中止)

第9条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又は会議に諮って議事を中止することができる。

<改正(案)>

(採決)

第 10 条 会長は、議案の採決方法を定め、採決の結果を直ちに宣言する。

(会議の非公開)

第 11 条 審議会の会議は、原則として非公開とする。

2 委員は、会議に録音機等の器具を持ち込んで서는ならない。

(議事録及び会議資料)

第 12 条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及びその日時
 - (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
 - (3) 会議の途中で出席し、または、退席した委員の氏名及びその時刻
 - (4) 志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理事業施行に関する条例第 17 条の出席者の氏名
 - (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項
- 2 議事録には、会長及び会長の指名する委員 2 人が署名捺印する。
- 3 議事録及び会議資料は、焼津市情報公開条例第 7 条各号に規定する非公開情報を除き、公開するものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 6 年 11 月 9 日より施行する。

(施行期日)

この改正は、平成 21 年 4 月 15 日より施行する。

< 改正 (案) >